

## 平成26年度第1回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会会議録

1. 日 時：平成27年3月23日（月）午後2時00分～
2. 会 場：桜の馬場 城彩苑 多目的交流室
3. 出席者：平井委員長、伊東（龍）委員、今村委員、瀧井委員、武本委員、田中委員、永田委員、鍋島委員、松本委員、松山委員、毛利委員、山尾委員、渡辺委員  
 欠席者：伊東（麗）委員、北野委員、千田委員、富田委員、丸野委員、吉丸委員  
 事務局：観光文化交流局：西島局長、津曲次長、田上次長  
 文化振興課：松石課長、熊本城総合事務所：勝谷所長、熊本城調査研究センター：河田副所長

### 4. 観光文化交流局長挨拶

西島局長	<p>熊本城の適正な保存と活用を図るためにそれぞれの見地から、日頃よりご指導を賜り厚く御礼申し上げます。平成25年10月に熊本城調査研究センターを設置し、翌年4月から課組織として体制を整え、文献史学・考古学等の専門職員を12名配置、これまでの保存整備のあり方の再検証や文献・絵図史料の収集・整理などに取り組んでいるところであります。また、熊本城には平成26年に163万人の方が入場されました。旅行の口コミサイトであるトリップアドバイザーの行ってみたい日本の城においては平成25・26年度と2年続けて日本一となり、市民県民はもとより観光客の皆様から熊本城は愛されているという結果を残しているところです。当然ながら熊本城の昔からの史跡を大事に保存することは非常に大切なことですが、それとともに、文化財のすばらしさ大事さを皆様に広めていくということも大切なことと考えております。このようなことも踏まえ、委員会の皆様には様々な見地からご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
------	--

### 5. 審議事項（1）平成26年度活動内容について【資料1】説明後

	特になし
--	------

### 5. 審議事項（2）各専門部会の検討事項について ① 史跡・建築部会【資料2-①～資料2-⑩】説明後

瀧井委員	<p>私は専門的なことはわかりませんが、この図面（資料2-②）で東大手門というのはいないのですか。それと、名称というのは加藤清正の時についた名称でしょうか、それとも時代が進んでからつけた名称でしょうか。というのは、「竹之丸」と記載されていますが、「竹之丸」は字が違うと思うのですが、名称のつけ方はどのようになっているのですか。</p>
事務局	<p>東大手門というのは、東櫓御門というものが不開門の近くにございますのでそのことではな</p>

	いかと思うのですが。それと対応する西櫓御門というのが、行幸坂を上っていきますと南坂に取り付く右手（東側）の方にあります。
瀧井委員	櫓御門のことではなく、西大手門、北大手門等と対応する東大手門はないのですか。
事務局	質問の意味を勘違いしていました。東大手門というのは熊本城の場合はないということによるしいと思います。
瀧井委員	わかりました。
今村委員	熊本城には大手門としては、北大手門、南大手門、西大手門の3つがあります。東大手門というのはありません。櫓門はありますが。それと、竹之丸の字についてですが、「竹」と「嶽」の両方が使われています。江戸時代の絵図に両方が使われています。あと、年代によっても違います。今熊本城にある名称の場合は絵図面からの名称を書き写しているのが大半です。中には江戸中期の場合の読み方と江戸末期の読み方が違う場合があります。
平井委員長	通常は根拠があって使う場合は根拠を示してきちんと書いていただくことになる。それぞれ違って良いのですが、現在は何を使うかというのはきちんと決めといていただく必要がある。
事務局	計画策定部会の中でも呼称の変遷についてご指摘がありましたので、絵図や古文書を含めて史料調査をして整理しています。最終的には保存管理計画上どのように位置付けていくかという整理をしていきたいと考えています。
平井委員長	資料2-⑤ですが、この中には報告書が刊行されているものもありますので、報告書を刊行しているものには刊行している旨明記いただきたい。記載がないと全ての報告書が刊行されていないので総括報告書を作成していると読めてしまう。
事務局	ご意見を踏まえ、整理させていただきます。
山尾委員	資料2-⑥の柱が破損している図2がありますが、このような破損は他の箇所にも起こっているのですか。
事務局	例として挙げているこの写真は平成3年に発生した台風19号により地中のコンクリートで固められた部分で控石柱が折れているのが確認されたものです。その他の箇所については軍が整備に入った頃に上部が折れたりというものは見受けられますが、それ以外はほとんど撤去されていて、何箇所かは柱のみ現存しているという状況です。
山尾委員	これは石柱ですね。コンクリートで固めると固めた箇所が弱点になる可能性がある。石で固めて緩くしておき、石と一緒に動くという昔の方法の方がそこで力を吸収するので本来は良い。その方法が出来れば良いが、内部の遺構を壊すことができないというのであればかなり難しい。今後いい方法を検討していただければと思います。

## 5. 審議事項 (2) 各専門部会の検討事項について

### ② 活用部会【資料3-①～資料3-⑤】説明後

田中委員	最後の天守閣の耐震化についてですが、今の話だと外装や内装に傷みがあるということですが、構造体自身の耐震診断もしますよね。天守閣の地下はどうなっているのですか。熊本城の場合、石垣の中にコンクリート基礎はあるのですか。
事務局	地下には47mの杭が打設されています。

田中委員	杭の構造補強も考えなければいけませんよね。
事務局	今後検討していきたいと思います。
田中委員	今後ではなく、そこが一番大事なところで、そこが腐っていたら根本的なやり替えを行わないと持たないということになる。
事務局	耐震診断は既に平成14年に実施しています。その中で補強が可能かの検証をしていて、杭以外の部分で補強が可能という評価をいただいている。
田中委員	どのような方法で補強するかわからないが、杭を打設することは現在では駄目ということになるから、補強についても遺構を傷つけないということが大原則なので気をつけていただきたい。
平井委員長	この件は史跡・建築部会の議題にすべきことだと思います。そこを経ないで活用部会だけで議題にするのはおかしいので、復元・再建造物についての補修等は建築部会に掛けるべき事項ですから今後必ず守ってください。
伊東(龍)委員	天守閣という言い方があったり、大天守・小天守という言い方があったり、この辺りでこのような委員会では用語を統一して出来るだけ歴史的な用語を使うという形に統一していかないといけないと思います。そして、小学生などに向けて歴史的な教育をするということで、熊本の小学生は正しく用語が使えるということにつながると思います。
事務局	ご意見のとおりだと思います。ただ、天守閣だけは熊本市の財産として天守閣という名前がついていますので、今回の会議では天守閣という言葉を使わせていただきました。今後リニューアル等々計画していく際には名称変更も含めて検討したいと思います。私たちも「天守」という言い方についてご指摘いただいていますのでその方向で変更できればと思っています。
平井委員長	名称は難しいですよ。大天守・小天守と言ってしまうと一般的ではないので、どのような使い方にするかはよく考えてください。
渡辺委員	活用のアンケートについてですが、活用という言葉が普通に使えばとても広い範囲になると思います。結果を見ると、小学生の親御さんは歴史学習の充実や熊本城での探検学習を増やすというオーソドックな考え方を持っていますし、35歳以上の方の認識で行くと本来の活用に目が行っていると良くわかりました。ただ、18歳から34歳までの方はイベントをもっと増やしてほしい。その中のイベントとしてはいろんなイベントが挙がっています。中にはここでいう活用とはやりようによってはその範囲を外れるのではないかと思うものもあります。ですので、アンケートのやり方、やることによってよりよい活用に向けていくという意識もまとめの中で必要だという気がいたしました。感想です。
平井委員長	一つだけお尋ねしときたいのですが、お城に来る来ないというところにお城からの距離のファクターはないのですか。
事務局	今回のアンケート結果では各区の区別をしています。そのため、城内に散歩等に来るというような方々はやはり中央区の方が多いようです。その他の区の方々は大きく偏りはないという傾向が出ています。

## 5. 審議事項 (2) 各専門部会の検討事項について

③ 計画策定部会【資料 4-①～資料 4-④】説明後

伊東(龍)委員	基本的に熊本城の範囲をゾーンに分けて位置付けされ、その中で二の丸地区については特別史跡の範囲で遺構がよく残っている場所なのですが、都市公園としての整備をするということで「緑の憩い広場ゾーン」と名付けられています。公園としての利活用もというところの「も」が強調されているように感じ、若干危険な感じがしたのですが、そのような議論になりましたでしょうか。
今村委員	二の丸広場の制約については昭和 57 年度の保存管理計画の中では非常に厳しい区域として、熊本県と熊本市の主催行事以外は使用できないということにしていました。その中で今は熊本市がいろんな催しをするようになっており、そのことを踏まえているのではないかと。「緑の憩い広場」というのは昭和 47 年度だったか、公園課が作成した計画の中にこのような名称があったと思います。二の丸広場は建設省と文化庁の両方で整備したのですが、建設省への説明の中でこのような名称を付けていたと思います。それでここでもこの名称が付いていると思っていますが。
鍋島委員	熊本城について木ばかりでお城が見えないという意見がよくあります。最近だいが木が伐採されて？下通あたりからも見えるようになってきて良いなと思っています。今まであの木を切ったらいいじゃないかと思っても切れないと思っていた。事務局にお尋ねなのですが、伐採できる木、できない木というのはどこで分けられているのか。単純に素人として考えますと樹齢などかなと。なぜこのような質問するかといいますと、私は二の丸公園の活用についてはもっと現代的に使われてもいいのではないかと考えていますので。
事務局	現在明確な基準はありません。現在保存管理計画改訂の中で緑の保存管理について論議を進めていて、現在熊本城域内の樹木の種別・本数など基礎資料の整理が終わった段階です。これからそれぞれの歴史性やどのような形で植えられたかの調査をしながら整理をしていく予定です。その中で、例えば櫓がなくなった後に植えられた樹木や石垣などの際にあり石垣を押しやっている樹木、視点場からの景観を阻害している樹木などの基準にできないかと保存管理計画の中で論議を行っているところです。どの木を切る切らない、本質的価値のものとの調整を行いながら緑を保全していくという方法を検討しています。そして平成 27、28 年度に管理基準というものを熊本城総合事務所で作成していくということになると思います。
鍋島委員	二の丸公園に関して特に思うのは、熊本城は質実剛健で今のままでいいじゃないかという話を聞きますけれども、私は今の二の丸公園は非常に殺風景だと思っています。もう少し人が来る、弁当を持って遊びにいこうかという人を呼ぶことができればと思います。観光で来られる方々も二の丸でバスを降りられますので、花いっぱいできれいだという印象をもってもらいたいと思っています。
	西島局長、津曲次長退席
平井委員長	樹木の問題は非常に大切なことですが、江戸時代からある、お城があった時からある樹木というのは実際にはほとんどない。ですからその後に植えられた樹木がどういう事情で植えられたかというのをはつきりさせないと、残す残さないということがなかなかいえないと思う。

	元々のお城の景観を大事にするのか、公園としての景観を大事にするのかということもきちんとしておかないといけない。ここでは史跡の中ですからお城の景観を大事にしなければいけないというのが前提条件だと思います。
毛利委員	薬研堀から二の丸駐車場に行くところの樹木が道路の方に出てきて乗用車も離合ができない。また、法華坂から二の丸入口にかけて樹木が非常に出てきているのがある。その2箇所がいつも気になっているので、対策をとってもらいたいと思います。
事務局	城内の危険木、枯れ枝などありますので、確認して検討させていただきたいと思います。
平井委員長	保存管理計画の目次案の中で、第3章「建造物の保存管理」の中に当然なければならない復元建造物の保存管理という項目を入れていただきたい。これは史跡としての保存管理ですから、建造物の保存管理計画はまず第一に復元建造物についての保存管理計画を入れていただきたい。重要文化財建造物については文化庁の建造物担当で当然計画するはずですから、そこまで制約するような保存管理計画は作らないでくださいとお願いしておきます。
事務局	ご意見を参考にさせていただき、保存管理計画の方針の中で示させていただきたいと思います。

6. 報告事項	(1) 委員会要綱改正について【資料5】 (2) 絵図・文献部会設置について【資料6】 説明後
---------	--

瀧井委員	要綱の第1条ですが、今後の熊本城の・・・の「今後」という表現は規則としてはどうかなと。タイトルが「趣旨」となっていますが、これは「目的」とされたほうが良いと思います。それから、第2条(2) その他熊本城・・・の「その他」という文言は項がもっとあった場合に出てきたときに使う表現だと思い、私は必要ないと思います。第5条第3項などは規則というか申し合わせ事項から発した規則のように感じます。第8条で、事務局としているならば、〇〇に置くという表現になるのではないかと。
事務局	法制にも確認のうえ検討し、適切な表現にしたいと思います。

## 7. 閉会